

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程（平成 17 年旭医大達第 34 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(学長候補者の推薦)	(学長候補者の推薦)
第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者（以下「学長候補適任者」という。）を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から推薦を求めるものとする。	第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者（以下「学長候補適任者」という。）を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から推薦を求めるものとする。
2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。ただし、第2号から第9号に掲げる者については、非常勤職員は除く。	2 推薦資格者は、次に掲げる者とする。ただし、第2号から第9号に掲げる者については、非常勤職員は除く。
(1) 学長及び理事	(1) 学長及び理事
(2) 専任の教員	(2) 専任の教員
(3) 事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐	(3) 事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐
(4) 監査室の室長及び室長補佐	(4) 監査室の室長及び室長補佐
(5) 病院に置かれる部署の技師長、技士長、副技師長及び副技士長	(5) 病院に置かれる部署の技師長、技士長、副技師長及び副技士長
(6) 副薬剤部長	(6) 副薬剤部長

(7) 看護部長及び副看護部長

(8) 栄養士長

(9) 技術専門員

3～6 (略)

(略)

(意向聴取)

第9条 学長選考・監察会議は、学長候補者が複数の場合には投票により意向聴取を実施するものとし、学長候補者が1人の場合には、投票による意向聴取を実施することができる。

2 前項の意向聴取の対象者（以下「意向聴取対象者」という。）は、別表に掲げる者とする。

3 前2項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(略)

附 則

この規程は、令和7年6月30日から施行する。

別表（第9条第2項関係）（新設）

職員等の種類	職名
役員	学長，理事
教員	教授，准教授，講師，助教 ※客員，特任及び特命教員は除く
事務職員	事務局長，事務局次長，課長，室長，課長補佐，係長，専門職員
医療職員	看護部長，副看護部長，看護師長，副薬剤部長，主任薬剤師，臨床検査技師長，副臨床検査技師長，主任臨

(7) 看護部長及び副看護部長

(8) 栄養士長

(9) 技術専門員

3～6 (略)

(略)

(意向聴取)

第9条 学長選考・監察会議は、学長候補者が複数の場合には投票により意向聴取を実施するものとし、学長候補者が1人の場合には、投票による意向聴取を実施することができる。

2 前項の意向聴取の対象者（以下「意向聴取対象者」という。）は、第4条第2項各号に掲げる者とする。

3 前2項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(略)

	床検査技師，診療放射線技師長，副診療放射線技師長，主任診療放射線技師，理学療法士長，主任理学療法士，主任作業療法士，臨床工学技士長，副臨床工学技士長，主任臨床工学技士，栄養士長，主任栄養士，主任視能訓練士，主任言語聴覚士，コーディネーター長，副コーディネーター長
技術職員	技術専門員及び技術専門職員
備考 1 本表の職名と同等の職を担う再雇用職員を含む。 2 クロスアポイントメント制度の適用を受ける者で，本学を出向元とする者を含む。 【改正理由】 学長選考監察・会議において審議了承された意向聴取対象者の範囲について明記するため，所要の改正をするものである。	